

事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置）																																						
地区名	一般県道 大平折平線																																						
事業箇所	豊田市折平町																																						
事業のあらまし	当該路線は、豊田市の北部に位置し、周辺では宅地開発が進み住民が増加している。当該区間は、折平町の宅地開発地域と小学校を結ぶ区間であり、通学路に指定されているが、歩道は整備されておらず、通学児童が危険な状態にさらされている。 このため、歩道を整備し、沿線住民の安全な歩行空間と通学路を確保するものである。																																						
事業目標	【達成（主要）目標】 歩道設置を行い、安全な歩行者空間の確保を図る。 【副次目標】 （必要に応じて記載する）																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	3.00 億円		□工事費 2.2 億円、□用補費 0.5 億円、□その他 0.3 億円																																				
事業期間	採択予定年度	平成 25 年度	着工予定年度	平成 28 年度	完成予定年度	平成 29 年度																																	
事業内容	歩道設置 L=600m																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	歩道が設置されていないため、歩行者の安全な通行空間が確保されていない。																																					
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 通学路にもかかわらず、歩道が整備されておらず、歩行者等の安全を確保するために歩道設置が必要である。																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	事業計画及び実績 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="5">3</td> </tr> </tbody> </table> ※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。							H25	H26	H27	H28	H29	工種 区分	調査・設計	←	→				用地補償			←	→		工事				←	→	事業費（億円）		3				
			H25	H26	H27	H28	H29																																
工種 区分	調査・設計	←	→																																				
	用地補償			←	→																																		
	工事				←	→																																	
事業費（億円）		3																																					
2) 地元の合意形成	地元からの整備要望の声が強く、地元合意形成は容易になされる。																																						
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えます。																																					
III 対応方針																																							
事業実施	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																						

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 年目） □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事業実施前後の歩行者等の安全性の変化